

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第18号

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部1の項中「172,550円」を「177,950円」に改め、同部2の項中「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の部1の項中「86,280円」を「88,980円」に改め、同部2の項中「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお従前の例による。